

令和6年度 校則について

令和4年度に校則の見直しが行われ、今年度も令和4年度の校則改正を基にした校則を運用します。

令和6年度は「正しい判断力を持つ自律した生徒の育成」「地域に信頼される人吉高校」を目標に生活指導を行います。

(1)一般心得

- ①理想を高くもち、将来を展望し、充実した高校生活の実現に向け努力すること。
- ②高校生としての本分を自覚し、先生と生徒の信頼関係を育み、一人一人がその言動に責任をもち、友人相互に高めあい、勉学に励み、健康・体力の保持・増進、人格の形成に努めること。

(2)礼節について

- ①態度、言葉づかいなどは高校生として礼儀正しく、素直で、気品あるものでありたい。
- ②学校内外を問わず暴力を行使することは、理由のいかんを問わず許されない。

(3)服装・頭髪等に関する規程

①制服について →「学校指定のもの(下記枠中)」

人権尊重や多様性尊重の観点から、性別問わず、学生服・セーラー服から選択できる。また、暫定的ではあるが、定時制で使用している制服(ブレザー・シャツ、スカート・ズボン等から選択)を保護者や生徒からの相談があれば、着用できる。

②頭髪等について

「不自然さが目立つことのないように、清潔で端正であること」

③所持品等について

「不要なものは持ち込まない」

(4)生徒・保護者が校則見直しに何らかの形で参加するしくみづくりやその手順について

- 4月 全校集会を行い、生徒会が、全生徒・全職員に対して、校則の説明を行い、確認する。
秀麗会総会を行い、生徒会が、全保護者に対して、校則の説明を行い、確認する。
- 9月 現行の校則見直しについてのアンケートを行い、クラスで意見をまとめる。
全日・五木分校で生徒の意見交換を行う。
- 10月 保護者にアンケートを行い、意見をまとめる。
- 11月 全日・五木分校代表者(管理職・生徒指導部・人権主任等)で確認する。
- 12月 生徒および保護者の意見を検討し、次年度の校則原案をつくる。
生徒総会を実施し、アンケート結果について報告し、次年度の校則原案を提示する。
- 1月 全校集会を行い、生徒会が、全生徒・職員に次年度の校則を伝える。
- 3月 次年度の校則をHPに公開する。

(5)登下校について

- 土曜日、日曜日、祝日を問わず、登下校時は制服を着用すること。
- 土日等の部活動に関してはチームウェアでの登下校も認める。

(6)携帯電話について

携帯電話をはじめとする情報機器を正しく使う「情報モラル教育」が求められている。

生徒達がネット社会の被害者・加害者にならないようにルールやマナーについて正しく理解・実践する力が必要である。所持にあたっては、熊本県教育委員会が示したルールや本校生徒・保護者で決めたルールを守ること。校内への持ち込みについては許可をしているが、校内での使用については教職員の許可が原則必要で、それ以外は使用禁止とする。

以下の「**携帯電話・スマートフォンに関するルール**」を熟読のうえ、適切な使用を心がけること。

携帯電話・スマートフォンに関するルール（「情報機器の持込、使用及び指導に係る規定」より）

1 校内持ち込みが認められるもの

(1)フィルタリングが設定されているもの。

(2)保護者または保証人が契約したもの(生徒が未成年の場合)。(3)学校指定のタブレット端末。

2 携帯電話・スマートフォンに関するトラブルについて

原則として、保護者または保証人(生徒が成人している場合は、生徒本人)の責任となる。

ただし、いじめが発生した場合は、学校で対応する。

3 原則

(1)学校に持ち込んでる時は、普段は電源を切ってカバンの中などに収納し、自己責任で保管すること。

(2)学校の中でも外でも、マナーに注意！特に公共交通機関の中ではマナーを守ること。

4 使ってもよい場合

(1)授業中、授業担当教師から使用許可が出たとき。

→許可終了またはその授業の終了まで、授業場所に限って使うことができる。課外でも同様である。

(2)部活動または課外活動中、顧問や指導教師から使用許可が出たとき。

→許可終了またはその日の活動の終了まで使用可能。

(3)迎えに来てもらう場合。

→正面玄関のみで、迎えに来てくれる人との連絡がすべて終了するまで使用可能。

(4)事故・災害の発生時や周囲で犯罪・危険などを察知したとき。

→110番や119番、そのほか緊急連絡などが必要だと思ったときは、ためらわずに使うこと。

5 ルール違反になる場合

(1)在校中、許可されていないのに使用したとき。

(2)模試や検定等での登校時に使用したとき。

→授業に準じる(正面玄関で迎えに来てもらうための連絡は許可)

(3)法令違反

→道路交通法その他交通関係の法令に触れた場合、刑事罰・行政罰を科された上、殆どの場合、

学校による指導の対象となる。また、写真や動画の撮影時には、他者の肖像権や著作権を

侵害(=不法行為や犯罪です)しないよう、十分に注意をすること。

6 指導内容

→必要に応じて適宜、担任・学年・生徒指導部にて指導を行う。

7 その他

スマホ、SNSにかかわる問題行動やトラブルが多発している。下記の件を常に注意すること。

①無断で他人の画像・動画を撮らない②画像・動画等を第三者に送らない③不適切な撮影は断る